

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、「特別定額給付金」が支給されます。5月7日（木）に申請書類を発送しておりますので、ご確認ください。

申請の受付期間は、8月7日（金）までです。申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類のコピーと振込口座が確認できる書類のコピーをつけて、できる限り、郵送にて申請をしてください。

必要書類のコピーができない場合は、役場の各窓口書類をご持参ください。

また、給付金を装った詐欺に注意してください。この給付金の申請で、町や総務省の職員がATMの操作や、手数料の振込をお願いすることはありません。

ご不明な点などございましたら、総務課 電話：0866-54-1313番までお問い合わせください。

注1：1回の放送は400字以内です。注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。